

[事案 2023-6] 就業不能年金支払請求

・令和6年1月31日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、就業不能年金が支払われなかったことを不服として、就業不能年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

右足関節外果裂離骨折により、令和3年1月12日から同月18日まで入院し、さらに、右足根管症候群により、同年5月12日から同年6月10日まで同病院に入院し、その後、膈ヘルニア、右中指皮下異物、右ドゲルバン病等により、同年10月20日から同月29日まで同病院に入院し、また、少なくとも同年1月19日から同年11月29日まで医師の指示による在宅療養期間であったことから、平成30年3月に契約した組立型保険の就業不能保障特約にもとづき、就業不能年金を請求したところ、約款所定の支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、就業不能年金を支払ってほしい。

- (1)右足関節外果裂離骨折の入院・退院後、右足根幹症候群となってしまう、両松葉杖を使用しなければ歩行ができなくなった。そして、両松葉杖を使用していたことにより、両手に腱鞘炎が生じたため、手を使う仕事が困難となり、また長時間座っていることもできないため、いかなる仕事にも就労が困難な状態である。
- (2)本入院および在宅療養時の状態は、約款所定の一般状態区分の3（歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの。以下同じ）に該当している。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本約款で、就業不能状態として支払対象となるには、「在宅療養」における状態が一般状態区分の3、4（身のまわりのある程度のことではできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は起床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの）または5（身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの）に該当することが必要であると規定されている。
- (2)令和3年9月付診断書では、一般状態区分は2（軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの。以下同じ）であり、支払事由に該当しない。
- (3)令和3年11月付診断書では、入院・在宅療養の期間は28日だけで、「就業不能状態が121日以上継続しているか」という質問にも「いいえ」と回答されており、支払事由に該当しない。
- (4)令和3年12月付診断書では、記載内容自体は要件を満たすものの、令和3年9月付診断書とほぼ同じ期間で、一般状態区分が2から3に変更されている。変更の経過等を含め、医師に確認したところ、現在就いている仕事は出来ないが、事務（デスクワーク）は可能との判断であった。
- (5)リハビリテーション総合実施計画書等によれば、基本動作および日常生活は全て自立しており、独居による日常生活も可能であったことから、約款の支払事由には該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、入院・在宅療養時の事情等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、就業不能年金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。